

くらしの情報誌

がしまる

2009
春号

平成21年 No.354

発行/沖縄県文化環境部県民生活課
電話 (098) 866-2187
沖縄県県民生活センター
電話 (098) 863-9212

5月は消費者月間



毎年5月は『消費者月間』です。

消費者月間は、消費者、事業者、行政が一体となり、さまざまな消費者問題について考える月間で、今年には22回目です。

今年度は「消費者新時代 消費者が主役」が統一テーマとなっています。

消費者が安心して暮らせる社会を実現するためには、消費者自身が知恵を身につけ、トラブルに巻き込まれないようにすることが大切です。

よい機会ですから、皆さんも消費者問題について考えてみませんか。皆様のご参加をお待ちしています!!

★パネル展

日時：平成21年5月18日(月)～5月22日(金)

場所：県庁1階県民ホール

内容：悪質商法などに関するパネル展示。パンフレットを無料配布します。

★講演会

日時：平成21年5月27日(水) 午後2時～午後4時

場所：沖縄ハーバービューホテル クラウンプラザ(彩海)

テーマ：沖縄の金融経済と私たちのくらし～これで安心!くらしとお金～



■講師

日時：水口 毅氏(日本銀行那覇支店 支店長)

内容：沖縄が直面している金融経済や雇用についての身近な問題点を踏まえ、現在私たちのくらしにどのような影響をあたえているのか、またそのような中で今後どう乗り切ればよいのかなど、県民が疑問に思っていることについて講演予定です。

講師プロフィール：東京大学法学部卒業。1982年4月に日本銀行入行。

日本銀行業務局 統括課長、大阪支店 業務課長を経て現在は日本銀行那覇支店 支店長兼沖縄県金融広報委員会副会長として金融知識の普及に携わっている。

■トークショー

トーク：津波 信一氏

内容：『オレオレ詐欺』や『悪徳商法』などの身近な問題をユーモアあるゆる寸劇やトークによって注意を呼びかけます。

プロフィール：テレビ、CMなど県内で幅広い活躍をしており、「しんちゃん」の愛称で親しまれている。19歳で笑楽過激団入団、25歳で卒業。その後、地元佐敷町で町民劇団「賞味期限」結成。笑楽在団中より「TVお笑いポーポー」をはじめ、映画「パイナップルツアーズ」・芝居「ルーツ」等々、数多く出演している。現在、エンターテインメント集団TEAM SPOT JUMBLE主宰。



申込・お問い合わせ先



098-866-2187

(県民生活課 消費生活班)

子どもたちを有害サイトから守りましょう！！

●有害サイトによる18歳未満の消費者トラブル多発

携帯電話やパソコンの普及に伴い、子どもに携帯電話などインターネットに接続できる機器を与えている保護者は多いと思いますが、“すぐに連絡をとることができる”、“音楽や映像などを楽しめる”など便利な一方で、保護者の目の届かないところで子どもたちが出会い系サイトやアダルトサイト等の有害情報が含まれているサイトに簡単にアクセスできるようになり、消費者トラブルや凶悪な犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

※県民生活センターには、子どもたちがアダルトサイトや出会い系サイトなどの有害サイトに興味本位でアクセスしたために、次のような消費者トラブルに巻き込まれたという相談が多数寄せられています。

事例1 雑誌に載っていた「無料」と記載されている出会い系サイトに登録したら、高額な料金を請求された。(相談者：高校生)



事例2 携帯電話のアダルトサイトにアクセスしたことで料金の請求を受けた。料金を支払ったが、再請求を受けている。(相談者：高校生)



事例3 高校生の息子がアダルトサイトに興味本位でアクセスし高額な請求を受けている。料金のことは書かれていなかったが、払う必要があるのか？(相談者：高校生の保護者)



事例4 高校生の娘が誤ってアダルトサイトの画像をクリックしたら、いきなり「登録完了」となり8万円請求する画面が出た。(相談者：高校生の保護者)

事例5 娘がアダルトサイト業者より「料金を支払わないと学校や警察に電話する」と脅されている。(相談者：高校生の保護者)

事例6 生徒から「1200ポイントまでは無料との利用規約を見て出会い系サイトに登録し、無料ポイント内でサイトを利用していたが12,000円の料金請求を受けている」との相談を受けている。(相談者：高校生の担任教諭)

このような社会背景を受け、平成21年4月1日より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関する法律」(以下「青少年インターネット環境整備法」という)が施行されました。

●青少年インターネット環境整備法の目的

子どもたちが、安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、



- ① 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる
- ② フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取り組みを政府が支援する

以上のことを基本とし、インターネット関係業者に義務などを課すとともに、保護者やインターネット利用者みんなで、子どもたちを有害情報から守る取り組みを求めています。

●保護者として、しなければならないこと(第6条、第17条第2項)

青少年インターネット環境整備法には保護者の責務が規定されています。保護者は、子どもにインターネットを利用させる場合において、以下の点に注意しなければなりません。

- ①子どもがインターネット上の有害情報の悪影響を受けないように、フィルタリングソフトなどの活用を検討すること。
- ②保護者はインターネット上には有害情報が氾濫していることを認識した上で、子どもの成長にあわせてインターネット利用のルールを決めて、子どもの利用状況を見守ること。
- ③18歳未満の子どものために携帯電話やPHS端末を購入・使用させる場合は、保護者はその旨を購入先の事業者申し出ること。

※事業者申し出るとインターネットを利用する場合には、事業者よりフィルタリングが提供されます。(保護者が申し出があれば解除できます。)

※法の施行前に保護者が18歳未満の子どもが使う携帯電話・PHSについては不要と申し出た場合はフィルタリングはかかりません。

●「フィルタリング」とは!?

Q: フィルタリングってなに?

A: インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイトを画面に表示できないよう制限する便利な機能です。しかし、フィルタリングは万全ではありません。親子でフィルタリングの特徴や機能を正しく理解し、インターネット利用のためのルールについて一緒に考えていくことが重要です。子どもの年齢や家庭のポリシーにあわせて選択することが出来ます。

Q: フィルタリングってどんな方法なの?

A: フィルタリングには、次の3つの方法があります。

ホワイトリスト方式

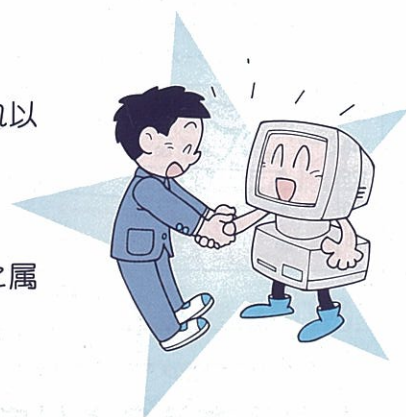
子どもにとって安全で有益と思われるサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトのアクセスを制限する方式

ブラックリスト方式

出会い系サイトやアダルトサイトなど有害と思われる特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限する方式

利用時間制限

子どもが一人で夜中にインターネットにアクセス出来ないよう、夜中から早朝にかけて全てのサイトへのアクセスを停止する方式



※フィルタリングサービスの詳細は、以下のホームページにも紹介されています。

■総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html (PC用)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/i/index.html (携帯用) →



QRコード

■経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

■社団法人電気通信事業者協会 (携帯電話・PHSのフィルタリング)

<http://www.tca.or.jp/japan/information/keitai/index6.html>

■財団法人インターネット協会 (フィルタリングソフト)

<http://www.iajapan.org/filtering/>



沖縄県金融広報委員会の活動

知るほると

■ 沖縄県金融広報委員会とは？

沖縄県金融広報委員会は、沖縄県、日本銀行那覇支店、沖縄総合事務局、沖縄県教育委員会、金融機関、その他の公的団体などによって構成され、“暮らしに身近なおかねの情報”を公平・中立な立場から提供しています。



■ 講師を『無料』で派遣！！

沖縄県金融広報委員会では、婦人会、PTA、サークル等の学習会等に、金融広報アドバイザーを講師として随時派遣しています。講師謝礼や交通費は当委員会が負担します。

学習会や講習会への講師派遣依頼は、沖縄県金融広報委員会（沖縄県文化環境部県民生活課内 866-2187）までお申し込み下さい。

金融広報中央委員会のHPでは“おかね”に関する情報を掲載しています。

●● まずはアクセス ●●



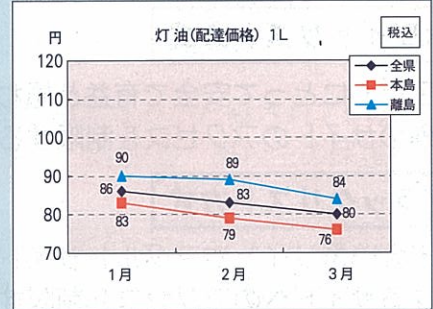
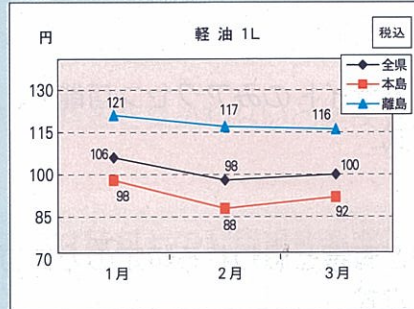
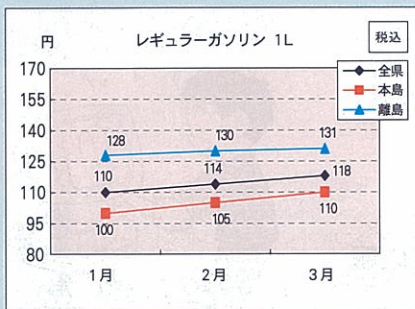
<http://www.shiruporuto.jp/>

石油製品価格情報

【石油製品価格】

平成21年1月～3月

- ◎この表は、全41市町村のガソリンスタンドを対象に調査したものの一部です。
- ◎値段には消費税を含みます。
- ◎毎月、県民生活課職員が電話による聴き取りによる調査を行います。



みんなで支えるより良い暮らし 消費生活で困ったときはまずご相談を！

県の相談窓口

沖縄県県民生活センター

098-863-9214

宮古分室

0980-72-0199

八重山分室

0980-82-1289

【相談時間】

午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:00

月曜日～金曜日（※土日・祝日・年末年始は休み）

